

新 入 生 各 位

工学研究院事務課学生係

令和7年度新入生入構許可手続きについて

自動車による通学を希望する学生は、別紙の「戸畑地区学生用自動車の駐車場利用許可審査等基準」を参照のうえ、下記により申請を行ってください。

なお、申請の結果は、4月下旬以降に掲示でお知らせする予定です。

入構を許可された学生は、学生証に入構許可の登録を行いますので、工学研究院事務課学生係（以下「学生係」）で手続を行ってください。

登録には、駐車場整備費として **3,000 円**（金額は変更する場合があります。）が必要です。

記

1. 提出書類
 - i **自動車入構許可申請書**（所定様式）
 - ii **誓約書**（所定様式）
 - iii **自動車検査証〔写〕**
 - iv **運転免許証〔写〕**
 - v **任意保険証書〔写〕**
* 申請者が運転時の補償対象となっている必要があります。
 - vi **保護者承諾書**（任意様式：申請時 20 歳未満の学生に限る）
* 保護者の氏名、電話番号、住所を記入、押印したものを提出してください。
 - vii **勤務（先）証明**（任意様式：大学院生で就業者のみ提出）
2. 提出期間 **令和7年4月7日（月）～ 令和7年4月14日（月）**
3. 申請書等掲載 URL <https://www.tobata.kyutech.ac.jp/campus/parking/>
* 【必読】2025 年度自動車入構手続について（新入生用）もご覧ください。
4. 申請書類提出先 koh-gakusei@jimu.kyutech.ac.jp

※ **新入生（学部1年生・3年次編入生及び他大学からの大学院進学者）対象の申請です。**

（在学生・学内進学者の申請期間は終了しました。）

※ **生命体工学研究科**所属の学生は、原則として対象となりません。

※ **工学1類・建設社会工学科・専攻の学生**は学科・専攻内の受付となります。

詳細は**建設社会工学科**の**高井俊和先生**にお問い合わせください。

※ 問合せ先：工学研究院事務課学生係（TEL：093-884-3054）

○戸畑地区学生用自動車の駐車場利用許可審査等基準

令和5年11月2日

第1 この基準は、九州工業大学駐車場利用要項第9条の規定に基づき、戸畑地区の学生の駐車場利用に係る許可基準その他について定めることを目的とする。

第2 戸畑地区の駐車場（以下「駐車場」という。）を利用できる学生及び課外活動団体（以下「団体」という。）は、次のとおりとする。

- （1）通学に際し、自動車を利用しなければ修学に多大な支障をきたすと認められる場合。
- （2）課外活動に際し、自動車を利用しなければ活動に多大な支障をきたすと認められる場合。

第3 駐車場利用申請時期は、第2第1号にあっては学生の入学時期に当たる春季及び秋季の年2回とし、第2第2号にあっては春季の年1回とする。

2 第2第1号に係る当該年度の駐車許可台数は、前年度1月末現在の各学科、専攻（コース）の学生数（在籍者数）により算定・案分して配分することとする。

第4 第2第1号に係る駐車場利用申請を行う学生は、次に掲げる書類を所定の方法により期間内に提出または提示しなければならない。

- （1）自動車入構許可申請書
- （2）誓約書
- （3）自動車検査証
- （4）任意保険証書
- （5）自動車運転免許証
- （6）保護者承諾書（20歳未満の学生）
- （7）勤務先証明書（社会人学生）

2 第2第2号に係る駐車場利用申請を行う団体は、次に掲げる書類を所定の方法により期間内に提出または提示しなければならない。

- （1）サークル活動用入構カード発行申請書
- （2）自動車検査証
- （3）任意保険証書
- （4）自動車運転免許証

第5 第2第1号に係る駐車場利用の審査にあたり許可する場合は、次に掲げる基準を全て満たさなければならない。

- （1）自動車運転免許証の交付を受けてから1年以上経過しており、かつ、自動車運転経験があること。
- （2）利用する自動車が対人賠償及び対物賠償の自動車責任賠償保険（いわゆる任意保険）に加入し

ており、かつ、申請者である学生が、当該保険における運転時の補償対象となっていること。

(3) 住居から戸畑地区までの直線距離が概ね3キロ以上であること。

(4) 公共交通機関での通学が困難であると認められること、または、自動車を利用しなければならない正当な理由が自動車入構許可申請書に明記されていること。

2 次に掲げる学生からの申請を許可する場合は、優先的に取り扱うこととする。

(1) 身体障がい等のリスクを有する学生

(2) 大学院の社会人学生として入学した学生

(3) 博士後期課程の学生

3 駐車場利用申請の審査は、申請学生が所属する学科、専攻（コース）で行うこととする。

4 前項の審査の際は、配分された駐車台数の範囲内において、次に係る事項を考慮して行うものとする。

(1) 修士論文または卒業研究の着手状況

(2) 通学に要する時間

(3) その他、申請学生が有する個別の事情等

第6 第2第2号に係る駐車場利用申請の審査は、申請団体の活動状況を斟酌のうえ、工学研究院事務課が行うこととする。

第7 駐車場利用を許可された学生及び団体は、所定の利用料を納めなくてはならない。

第8 許可された学生・団体が入構し駐車場を利用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 歩行者の安全を守り、学内交通規定及び道路標識に従うこと。

(2) 騒音（警笛音、空ふかし、長時間のアイドリング等）の防止に努めること。

(3) 駐車場以外の場所（路上、路肩）に駐車しないこと。

(4) 学生証及び入構カードを他の学生等へ転貸しないこと。

(5) 一般的なモラル・マナーを守り、駐車場管理上、支障となる行為をしないこと。

2 前項の遵守事項が守られない場合及び申請の際に提出した書類等に虚偽が認められた場合は許可を取り消す。

第9 第2に掲げる以外の理由で、学生が一時的に駐車場を利用する場合の手続は別に定める。

第10 戸畑地区の学生の駐車場利用に係る事務手続は工学研究院事務課学生係が所掌する。

(付記)

1. この基準は、令和6年4月1日から適用する。